

役員報酬・退職給与金支出内規（抜粋）

【役員報酬規定内規（抜粋）】

（目的）

第1条 この規定は、定款第22条（役員報酬）2項にもとづき、常勤の理事に対する役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

（報酬の支払方法）

第2条 常勤役員報酬は次条によって定められた金額を毎月毎に等分して支給する。

2 支給日は毎月21日とし、役員が指定する金融機関に振込送金する。なお、その日が研究所および金融機関の休業日にあたる場合はその前日とする。

3 前項の月額から控除する項目は次のとおりとする。

（1）社会保険料その他法令で定められた保険料および税金

（2）その他別に定める項目

（報酬の決定方法と基準額）

第3条 常勤役員報酬額（年俸）は定款第22条2のとおり、毎年度総会の承認により決定する。この年俸の対象期間は毎年4月1日から3月31日までとする。

（退任給与金）

第4条 常勤役員退職給与金の支出基準は別に定める。

【役員退職給与金支出内規（抜粋）】

1.（基準）

在任期間1年につき、役員退任時の年間役員報酬額の6分の1とする。

ただし、端数月分は、上記算出額に、その月数に応じて按分する。

2.（引当金）

毎年度、退職給与金相当額を積み立てる。

3.（その他）

退任給与金の支出は、総会の議決によって行う。